

## ■マイナンバーについて

問： マイナンバー制度が導入されたことで、住居表示に関する手続きで何か手続きが効率化されたり、負担が少なくなったというようなことはありますか。

答： **現時点ではマイナンバー制度の導入により、手続きなどが効率化されたという事例は確認できておりません。**

問： マイナンバーカードの住所変更は、家族の分も、家族の代表者がまとめて行うことはできるのか。

答： **決定通知書にお名前が記載されている同世帯の方の分であれば、代表者の方がご家族の分もまとめて変更のお手続きが可能です。その際は、ご家族の方のマイナンバーカード、決定通知書、代表者の方の身分証明書をお持ちになり、市役所市民課までお越しください。**

問： マイナンバーカードにつて、番号は変わらないという認識でよいですか。勤務先や銀行には番号を伝えて住所を変更するというでよいですか。

答： **その通りです。**

## ■自動車関係の手続きについて

問： 運転免許証や、車検証の住所変更について、費用はかかるのですか。

答： **免許証の住所変更に関しましては、手数料はかかりません。車検証の住所変更に関しましては、単独で行う場合には申請書の料金が必要（自動車、126cc以上のオートバイの場合は1枚20円、軽二輪車の場合は1枚40円）となりますので、車検や売買と合わせての手続きを行うことで問題ありませんので、決定通知書を車検証などに挟んでおくことをお勧めいたします。**

## ■登記の手続きについて

問： 町田市内のマンションに住んでいますが、登記の変更手続きは必要ですか。また、横浜にもマンションを所有しているがその場合も変更が必要ですか。変更後、登記の権利書は送付されますか。

答： **町田・横浜両方のマンションについて、所有者の住所変更が必要となります。登記の申請については、土地・建物等の所在地を管轄する法務局に対して行う必要がありますので、横浜に所有しているマンションについては横浜地方法務局へのお手続きをお願いいたします。また、登記の権利書は送られませんが、登記申請書の「送付の方法により登記完了証の交付を希望します」にチェックをしていただき、切手を貼り付けた返信用の封筒を併せて提出いただくと、登記が完了した際に完了証が返送されます。**

問： 登記について、所有者の住所変更の手続きが必要とのことですが、売買や相続までに手続きをすればいいということですか。また、町田市内以外に不動産を所有している場合も、登記の手続きの時期は同様でよいのですか。

答： **所有者の住所変更の手続きの時期としては、町田市内や、他市にある不動産であっても、売買や相続までにお手続きいただければ大丈夫です。**

問： 所有者の住所変更の手続きと、所有権の移転や抵当権の設定は、同時にしても問題ないですか。

答： **7月19日以降に同時に行っていただいても問題ありません。**

## ■パスポートの手続きについて

問： パスポートの申請について、住所変更前に取得した住民票などで実施後に交付申請手続きはできますか。

答： 東京都旅券課に確認したところ、7月19日以前は住居番号決定通知書を添付した場合でも新住所で申請することはできません。19日以降はその他の必要書類に住居番号決定通知書を添付すれば新住所で申請することができます。  
(他道府県では対応が異なる場合があるので、申請先にご確認ください。)

## ■その他の手続きについて

問： 高齢者など自身での手続きが難しい場合、代理で手続きはできますか。

答： 市が代理で手続きを行うことはありません。代理で手続きを行う場合、ご家族等のご協力でご手続きいただくことになります。代理人が手続きする場合、事前に代理人が手続きする場合の必要書類をご確認ください。

問： しおりの13ページに列挙されている公共機関以外については手続きが必要ですか。

答： 列挙している公共機関については、手続きが不要であることが確認できた機関です。それ以外についてはお手数ですがご確認ください。